

令和2年3月11日条例第3号
天城町移住定住促進条例

(目的)

第1条 この条例は、移住及び定住の促進（以下「定住促進等」という。）について基本理念を定め、その実効性を高めるための施策の推進を図ることにより、天城町（以下「町」という。）の定住人口の増加及び豊かで活力に満ちたまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住とは、永住を前提として町の住民基本台帳に登録し、かつ、生活及び活動の拠点が町内にあることをいう。
- (2) 移住とは、Uターン又はIターンにより町内に転入することをいう。
- (3) Uターンとは、町内に在住していた者が町外に転出し、その後町内に転入することをいう。
- (4) Iターンとは、町外在住者が町内に初めて転入することをいう。
- (5) 町民等とは、町民及び自治会をいう。
- (6) 事業者とは、町内において事業活動を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 町長は、移住及び定住を促進し、人口減少の歯止めを図り、ふるさとに誇りと愛着を持てるまち、かつ、協働して住みたくなるまち、住み続けたいまちを目指し、安全・安心で活力あるまちづくりを行うものとする。

2 定住促進等は、町民の定住、子育て等に適した環境づくり、地域産業の振興、自然と調和した環境の保全、地域資源の有効活用及び潤いと活力ある地域社会の形成に配慮して行うものとする。

3 定住促進等は、町、町民等及び事業者の相互の理解と協力により行うものとする。

(施策)

第4条 町長は、前条の基本理念に基づき、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 官民が連携する横断的施策の推進
- (2) 住宅環境の整備及び空き家対策
- (3) 町内就職等の奨励及び支援
- (4) 子育て、教育及び福祉環境の向上対策並びに支援

(5) 前各号に掲げるもののほか、移住及び定住を促進する施策

2 町長は、前項の施策を推進するにあたっては、必要な予算措置と、その他定住促進等に関する措置を講ずるものとする。

3 町長は、定住促進等の施策を広く町内外に公表するものとする。

(検証及び見直し)

第5条 町長は、必要に応じて、前条第1項に規定する施策に基づく事業の検証及び見直しを実施するものとする。

(国、県及びその他関係機関との連携)

第6条 町長は、定住促進等に関する施策の実施に当たっては、国、県及びその他関係機関と連携を図るものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。